

知財部員が知らなければならない、 記載要件（サポート要件、実施可能要件等）に 関する3つの重要知識

日時
平成28年5月20日（金）
10:00～16:10（開場9:30）

発明を発掘し、苦労を重ねて出願や中間処理を経て特許が認められました。いよいよ権利行使をしようと思ったらそれが認められず忤怩たる思いをする。企業で出願を担当する知財部員としてもっとも悔しい瞬間の一つではないでしょうか。権利行使が認められない理由はたくさんありますが、裁判例の全体的な傾向からすると明細書やクレームの記載の不備が判断の分かれ目となる事案が多いように思われます。

化学分野の特許実務では、特許請求の範囲に記載されていることと実際に権利が認められる範囲との間に大きな「ズレ」があるといわれています。これは記載不備を背景にした限定解釈がなされるためです。では、電気・機械分野では特許請求の範囲の記載と権利範囲とは一致しているか、というと決してそのようなことはありません。

このセミナーでは、他社特許の明細書やクレームを分析し、記載不備または記載の「穴」を発見して他社特許の射程範囲を判断するための考え方を化学分野と電気・機械分野とに大別して解説します。これを身につけることで特許明細書の“チェック力”が強化されるため、日常で目にする自社の特許明細書から記載不備や記載の「穴」を減らすことができます。

日本弁理士会会員の皆様へ

（一財）経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。この研修を修了し、所定の申請をすると、5単位が認められる予定です。

講師：ソナーレ特許事務所 所長・弁理士 右田 俊介 氏

参加料：各1名につき（資料代・消費税込）

特別会員	普通会员・ 知財会員	特許ニュース 購読者	一 般
10,000円	15,000円	18,000円	23,000円

場 所：

銀座会議室（三丁目）2階A室

東京都中央区銀座3-7-10 松屋アネックスビル
（東京メトロ銀座線・日比谷線銀座駅下車A12番出口
より徒歩約2分）

主 催：一般財団法人 経済産業調査会

〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 木挽館銀座ビル
電話 03-3535-4881 <http://www.chosakai.or.jp/>

1. クレーム解釈のルール (基本と応用)
2. 弁理士によるクレームの読み方
3. 他社特許の射程を知る
4. 重要知識1 : 記載の「穴」と特許の射程との関係
5. 重要知識2 : 記載不備による無効理由を見出して自社実施を確保する方法
6. 重要知識3 : 記載不備による無効理由を主張し難い明細書とは
7. おわりに 「グレー」を「白」に近づけるために必要なこと

最新のセミナー情報がご覧になれます
<http://www.chosakai.or.jp/seminar/seminar-annai.htm>

経済産業調査会 セミナー

検索



最新のセミナー情報等を発信しています。是非、フォロー&リツイートお願いします。

「知財部員が知らなければならない、記載要件(サポート要件、実施可能要件等)に関する3つの重要知識」参加申込書 (H28.5.20開催)

ご所属名・部課名		電話
		FAX
ご住所 〒		
参加者		
お名前	E-mail	

お名前	E-mail	

お名前	E-mail	
備考欄		
申込先 FAX : 03-3535-4884 E-mail : seminar@chosakai.or.jp		一般財団法人 経済産業調査会 〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 電話 03-3535-4881

◎お申込時にいただきました個人情報につきましては、本講座の実施、運営に利用させていただくとともに、新刊書やセミナー・講演会等の各種ご案内など当会の事業活動に限って使用させていただきます。また、本講座の講師にお客様の「所属先」、「部署名(役職名)」、「氏名」等をお知らせさせていただきます。本件に関し、不都合がございましたらご連絡ください。

◎参加をキャンセルされる場合は、研修会開催日の前々日(土日祝祭日は除く)の17:00までに、必ずメールにてご連絡ください。期限内にキャンセルのご連絡がなく、当日、欠席された場合は、テキストを送付の上、参加料を全額請求させていただきます。なお、代理出席は可能です。